

③-2 特掲診療料の施設基準が定める揭示事項

■ 特掲診療料の施設基準が定める揭示事項

院内トリアージ実施料

- 1.当院では、早急に診療が必要な患者様が長時間診療を待つことがないよう、医師又は看護師が重症度や緊急度を判断し、診察順を決める体制をとっています。
- 2.そのため、診察順が前後することがありますので、ご理解、お願いいたします。

コンタクトレンズ検査料

- 1.コンタクトレンズ装用のための診察及び検査費用は下記の通りです。
※初診料282点又は外来診療料(再診)73点とコンタクトレンズ検査料200点
注1:コンタクトレンズ装用のための診療であっても診療内容等により、異なった点数を算定する場合があります。
注2:当院で過去にコンタクトレンズ装用の診療を受診の方は初診料ではなく外来診療料(再診)を算定します。

処方箋料の一般名処方加算

- 1.当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。
- 2.これにより特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に医薬品を供給しやすくなります。
※一般名処方＝お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載すること。

■ 令和 6年 手術件数 (令和6年1月1日～12月31日実績)

1. 区分1に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	5
イ 黄斑下手術等	44
ウ 鼓室形成手術等	4
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	84
2. 区分2に分類される手術	
ア 靱帯断裂形成手術等	7
イ 水頭症手術等	35
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	10
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術等	1
3. 区分3に分類される手術	
ア 上顎骨形成術等	1
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	2
キ 同種死体腎移植術等	0
4. 区分4に分類される手術	
胸腔鏡下及び腹腔鏡下等対象手術	186
5. 区分1～4以外の手術	
人工関節置換術	34
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(電池交換を含む)	38
冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	72
急性心筋梗塞に対するもの	6
不安定狭心症に対するもの	14
その他のもの	52
経皮的冠動脈粥腫切除術	1
経皮的冠動脈ステント留置術	40
急性心筋梗塞に対するもの	4
不安定狭心症に対するもの	8
その他のもの	28